

## ◎短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一九年六月一日法律第七二号)

### 一、提案理由 (平成一九年四月三日・衆議院厚生労働委員会)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、就業形態が多様化する中で、短時間労働者については、その数の増加とともにその果たす役割の重要性も増大してきておりますが、短時間労働者の待遇は必ずしもその働きに見合ったものとなっていない状況にあります。短時間労働者一人一人が安心して働くことを可能とし、ひいては我が国の経済社会の活力を維持していくためには、多様な働き方に応じた公正な待遇を実現することが極めて重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、政府といたしましては、短時間労働者について、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、その有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、その労働条件について文書の交付等により明示するとともに、短時間労働者からその待遇について説明を求められた際には説明をしなければならないこととしております。

第二に、通常の労働者と同視すべき短時間労働者については、その待遇について短時間労働者であることを理由とした差別を禁止するとともに、それ以外の短時間労働者についても、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図るために事業主が講ずべき措置を定めることとしております。

第三に、事業主は、その雇用する短時間労働者について、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じなければならないこととしております。

第四に、短時間労働者と事業主との間の紛争の解決を図るため、都道府県労働局において調停等を行うこととしております。

第五に、指定法人である短時間労働援助センターの業務の見直しを行うこととしております。

最後に、この法律は、一部を除き、平成二十年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成一九年四月一九日)

○櫻田義孝君 ただいま議題となりました短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法

律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、短時間労働者について、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図り、その有する能力を発揮することができる雇用環境を整備するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、事業主は、短時間労働者について、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保に努めるとともに、通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、差別的取り扱いを禁止すること、

第二に、事業主は、通常の労働者への転換を推進するための措置を講じなければならないこと、

第三に、事業主との紛争解決を図るため、都道府県労働局による調停等について規定を設けること等であります。

本案は、去る四月三日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託され、柳澤厚生労働大臣より提案理由の説明を聴取し、翌四日から質疑に入り、十日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、十三日に質疑を終局いたしました。

昨日の本委員会において、日本共産党より、有期労働者を本法の対象とする旨の修正案が提出され、討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告（平成一九年五月二五日）

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図ることを通じて、短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取やスーパーにおける短時間労働者の労働の実情等を視察するとともに、差別的取扱いをしてはならない労働者の要件の妥当性、改正法の実効性確保策、改正内容を周知徹底する必要性、有期契約労働者等の均衡待遇を図るための法整備の必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合を代表して小池晃委員より、法律の対象者に有期労働者を加えること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して柳澤光美委員より、

原案に反対、日本共産党を代表して小池晃委員、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、修正案に賛成、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年五月二四日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の内容について、事業主、労働者等に対する周知徹底に努めるとともに、均等・均衡待遇の確保のためにとるべき措置等について具体的かつわかりやすい事例を示す等、事業主に対する指導を行うこと。特に、差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者の要件については、雇用の実態を踏まえ、労使双方にとって公正な運用が行われるよう十分配慮しつつ、その範囲が明確となるよう、判断に当たって必要となる事項等を示すこと。また、短時間労働援助センターによる助成金の支給等により、事業主に対し、十分な支援に努めること。

二、短時間労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を更に進めるため、参考となる先進的な雇用管理事例のほか、職務分析の手法や比較を行うための指標（モノサシ）について内外の情報を収集するとともに、事業主に対し、それらを提供することにより、その取組を支援すること。

三、法の実効性を高める観点から、都道府県労働局の雇用均等室においては、事業主に対する報告徴収をはじめとする行政指導の強化や調停の活用を図ること。また、本法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の雇用均等室等について、専門家の配置を含めた体制を整備すること。

四、いわゆるフルタイムパート（所定労働時間が通常の労働者と同じである有期契約労働者）についても本法の趣旨が考慮されるべきであることを広く周知し、都道府県労働局において、相談に対して適切に対応すること。また、我が国における短時間労働者の多くは、労働時間が短いことに加え、有期労働契約による問題が多い実態を踏まえ、有期契約労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を進めるため、有期契約労働者に関わる問題を引き続き検討すること。

五、正社員の労働条件について、本法を契機として合理的理由のない一方的な不利益変更を行うことは法的に許されないことを周知するとともに、事業主に対して適切に指導を行うこと。

六、長時間労働が常態化している男性正社員の働き方の見直しを含め、短時間労働者と通常の労働者の双方において、仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めること。あわせて、短時間正社員制度が社会的に定着する

よう一層の取組に努めること。

七、昭和六十一年度の税制改正により、百三万円を境とする所得の逆転現象が解消されているにもかかわらず、今なお、就業調整が相当数の短時間労働者によって行われている現状にかんがみ、誤解に基づく就業調整が行われることのないよう、短時間労働者や事業主などに対する現行税制についての周知徹底に努めること。

八、正社員以外のあらゆる労働者の処遇の改善を図るため、その労働条件及び雇用管理状況の実態把握を行うこと。

右決議する。